

あさひかわ健幸ポイント事業におけるイベント登録に係る運用要領

第1 趣旨

この要領は、「あさひかわ健幸ポイント事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に規定するスマホアプリ（以下「アプリ」という。）におけるイベント登録の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) イベント 健康づくりに関連する、市の事業又は各種団体等が主催する市民等を対象とした大会、講演会等の催しをいう。
- (2) 登録 実施要綱に規定する健幸ポイントの付与対象として、アプリ上にイベントの情報を登録することをいう。

第3 登録するイベントの範囲

アプリに登録するイベントは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治的、宗教的活動に関するもの又はその疑念を抱かせるもの
- (2) 営利又は商業宣伝活動を主な目的としているもの
- (3) 特定の者を対象とするもの。ただし、当該行事の効果が広く市民に波及すると認められるものについては、この限りでない。
- (4) 市の方針、施策その他これに類するものに反するもの
- (5) 法令又は公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの

第4 イベント登録者

イベント登録を希望する者は、「あさひかわ健幸ポイント事業」イベント登録依頼書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、市長が認めるときは、この様式によらないことができる。

- 2 本市においては登録するイベントを所管する課の長、その他の組織においては組織の長をもってイベント登録者とする。

第5 登録

市長は、前条第1項の規定による依頼があったときは、登録の可否を決定し、登録及びイベント登録者への二次元バーコードの発行を行うものとする。ただし、イベントの実施規模に応じ必要と判断した場合には、二次元バーコードの発行に替えて、GPS チェックインの設定を行うものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、イベント登録に関して必要な事項は、市とイベント登録者が別途協議を行うものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

「あさひかわ健幸ポイント事業」イベント登録依頼書

組織名（市の場合は課名）	
組織代表者名（市の場合は課長名）	
担当者名	
担当者連絡先（電話）	
担当者メールアドレス	
イベント区分	<input type="checkbox"/> ①市主催 <input type="checkbox"/> ②市共催 ※ <input type="checkbox"/> ③市後援名義 ※ <input type="checkbox"/> ①～③以外 ※②又は③の場合 （市担当課： ）
イベント名	
イベントの対象地域	<input type="checkbox"/> 全市 <input type="checkbox"/> 地域（ ）
参加予定人数	
イベントの内容	
実施年月日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
実施場所	会場名： 住 所：
入場料又は参加料	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり （ ）
その他 （健幸ポイント付与に係る要望等がある場合は、こちらに記入してください。）	

※イベントの概要がわかる資料（チラシ等）を添付の上、遅くともイベント実施の2週間前までに依頼してください。